三月に成つたもの。 一番蹟等を古老に尋ね、之を記錄に微して考證

に居してが開と號し、十一年四月歿した。 御勝手方御用人に任じ、寛政三年五十石を加 御勝手方御用人に任じ、寛政三年五十石を加 組外に列し、後御馬鮑に轉じ、定檢地奉行・ 組外に列し、後御馬鮑に轉じ、定檢地奉行・

第111、5° 一方では、一方でである。 一方でである。 一方である。 一方でする。 一方でる。 一方でる。 一方でする。 一方でする。 一方

九月二日五十九歳を以て歿した。

、寶永四年前田利章の御步並足輕頑となり、八十石を襲ぎ、表御納戸奉行より次第に昇進八十石を襲ぎ、表御納戸奉行より次第に昇進八十石を襲ぎ、表御納戸奉行より次第に昇進八十石を襲ぎ、表御納戸奉行より次第に昇進の。

年六十九歳を以て歿した。 カサマタカヒデ 笠間高英 通稱源右衛門・元禄五年父善七郎の遺知二百石を襲ぎ、大小將に列し、曾所奉行より享保八年襲ぎ、大小將に列し、曾所奉行より享保八年

前田利家に能登七尾に於いて召出され、利政力サマタロベエ 笠間太郎兵衞 父は興七。

兩度加増せられ、正保元年歿した。

カザマツリ 風祭 風害を避ける為農村の

カサマデンベエ 笠間傳兵衞 祿二百石。 未商孫平次は元祿十六年胤心した爲家斷絕し 未商孫平次は元祿十六年胤心した爲家斷絕し

カサマノブフル 笠間信古 大聖寺の人。通稱直吉・貞之助・平左衛門。後廣平と攺めた。 遊供に仕へて目付役等となり、 祿百七十石を一人といひ、桃溪と號した。 明治二十九年十一月といひ、桃溪と號した。 明治二十九年十一月

カザマハリ 風廻 藩政の時、防火の為に あずマハリ 風廻 藩政の時、防火の為に係り、正月中に馬廻組高知の士四十八人を に係り、正月中に馬廻組高知の士四十八人を に係り、正月中に馬廻組高知の士四十八人を にが、二人を一手合とし、一書夜二手合宛十 響び、二人を一手合とし、一書夜二手合宛十 響で では いっことにした。

ンサカマチ

カサマヒ 笠舞 石川郡石浦庄の中に闘するもので、上笠舞・下笠舞と 稱し、所々に分 られてゐたが、金澤に接續してゐるから、笠 時してゐたが、金澤に接續してゐるから、多 られてゐたが、金澤に接續してゐるから、多 られてゐたが、金澤に接續してゐるから、多 なつた。

カサマヒイツポンマツ 笠舞一本松 →イ

松(町名)の上なる往來纜きを笠舞犬小屋と呼んで、もと藩の犬牽等の小家があつた。明治 
慶藩の際之を廃止し、土地を拂下げて邸地と 
した。

カサマヒイヌゴヤ 笠舞犬小屋

の子。前田利長に仕へて二百石を領し、後利けて邸地と カサマヘイウマ 笠間平右馬 三郎左衛門つた。明治 めたが、明治十二年一般の町地となつた。 の子。前に元來郡部であるため地子銀を笠舞村に納て外屋と呼 所は元來郡部であるため地子銀を笠舞村に納てかる。

常の時金の番取衆に列した。寛永十五年九

書には西笠間保と見えて、並びに同寺領でありまでの文書には笠間東保があり、文明の文寺文書建武元年八月十九日のものに加賀國笠寺文書建武元年八月十九日のものに加賀國笠寺文書建武元年八月十九日のものに加賀國笠

つた。後世笠間村の名を存する。

カサママサナリ 笠間正成 通程源六。前田利常に仕へて百二十石を領し、後百六十石 田利常に仕へて百二十石を領し、後百六十石 五年父清兵衛の遺知八十石を受けて御算用者 となり、享保十二年三十石を加へて小頭とな となり、享保十二年三十石を加へて組外に列し、延 カサママサナリ 笠間正成 通程源六。前

宣を領したが、享和元年出奔斷絶した。 四年歿。その嫡系は九代與三兵衛周忠二百石 で前田利家から三百五十石を受けた。天正十 で前田利家から三百五十石を受けた。天正十 の一名。初め朝倉義景に仕へ、後越前府中に於い

享二年歿。子孫相繼いで藩に仕へる。

カサヤマ 笠山 石川郡上吉野の部落から居。